

国立大学法人東京医科歯科大学における

出資を目的とした株式取得取扱規則

令和6年2月14日
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学(以下「本学」という。)が出資可能な企業に対して、出資を目的として株式を取得することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「本学が出資可能な企業」とは、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法」という。)第22条第1項第6号から第9号までにより、本学が出資することが認められている事業者をいう。
- (2) 「国立大学法人の業務」とは、法第22条に規定する業務をいう。

(取得の手続き)

第3条 出資を目的とした株式の取得については、別に定める株式取得審査委員会(以下「審査委員会」という。)の議、経営協議会による審議及び役員会の議を経て、学長が行う。

2 前項の審査委員会は、本学が出資可能な企業に対して、次の各号を考慮して取得の可否及び出資条件を判断するものとする。

- (1) 国立大学法人の業務の観点からみた、本学と当該企業とのあるべき関係性
- (2) 役員派遣その他の当該企業に対する株式取得以外の経営参加の方法
- (3) 株式取得後の当該企業の株主構成
- (4) 本学の財務状況
- (5) 当該企業の株価
- (6) 取得する株式数
- (7) 契約内容

3 出資に伴う当該企業の株価については、必要に応じて第三者の専門家による公正な評価を参考にし、出資比率等の前提を踏まえて当該企業と協議し、本学が決定する。ただし、設立出資またはそれと同等の場合には第三者の専門家による公正な評価は不要とする。

(雑則)

第4条 当該企業の株式については、換金をせずに保有することができる。

附 則

この規則は、令和6年2月14日から施行する。